

〔研究ノート〕

## 親権者指定等事件における「母親」に対する規範に関する考察 —母親に親権等が決定されなかった裁判事例を通じて

白石 杏

### 要 旨

裁判実務において、離婚後の親権者または監護権者を決定する時には「子の利益」(民法 820 条)を法的理念として判断がなされている。そして離婚後の「子の利益」を判断する基準の一つには「母親優先の原則」が存在する。本稿では母親を親権者として不適格であると判断することで、母親に親権または監護権が決定されなかった5つの裁判事例を対象に、「母親優先の原則」における「母親」にどのような規範が付与されているのか事例検討を行った。その結果、母親にとっての監護実績は監護者として不適格な存在と評価される際に考慮の対象となり、父親にとっての監護実績はそれ自体が愛情であり、監護者として適格な存在と評価がなされる対象であることが明らかとなった。そして、母親の監護養育と父親の愛情が対置され、「従来監護してきた不適格な母親」を親権者とするのではなく、「従来監護をしてこなかった父親」の方が適格な親権者であると判断がなされる傾向が確認された。判例の根底には性別分業規範があり、「子の利益の母親としての適格性」という二重の規範が母親優先の原則に付与されていることが示唆された。

### 1. はじめに

本研究は、裁判所に申し立てられた子に関する処遇(監護者指定事件、親権者指定事件、子の引き渡し事件、人身保護請求事件「以下「親権者指定等事件」という。」)を対象として、離婚後に母親に親権または監護権が決定されなかった裁判事例について検討をするものである。裁判実務において、離婚後の親権者または監護権者を決定する時には「子の利益」(民法 820 条)を法的理念として判断がなされている。そして「子の利益」を判断する基準の一つには「母親優先の原則」が存在する。母親優先の原則とは、子が幼児の時には、原則的に母親に親権または監護権が決定されるというものであ

る。本稿は母親に親権または監護権が決定されなかった裁判事例を対象に、「母親優先の原則」における「母親」にどのような規範が付与されているのか検討をするものである。それが所謂単なる生物学的な性別に基づくものであれば、離婚後に自ら望んだにも拘わらず親権または監護権が決定されない女性は想定されない。「母親」として認められなかった女性が存在するということは、そこには「母親」に関するなんらかの規範が裁判所における子に関する処遇に内在しているといえよう。

### 2. 先行研究

1898年に施行された明治民法では、親権に

ついて「子ハ其家ニ在ル父ノ親権ニ服ス但独立ノ生計ヲ立ツル成年者ハ此限ニ在ラス」（明治民法 877 条 1 項）と規定され、父親が家長として家族の財産を管理・支配していたことから子を権力的に支配し、子はそれに服従すべきものと考えられていた（二宮 2020）。戦後現行民法では、「成年に達しない子は、父母の親権に服する」（民法 818 条）とされ、親権の帰属について改正が行われた。平成 23 年には「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」（民法 820 条）と子の利益概念が書き加えられた形で改正がなされ、未成年者たる子の福祉や利益保護を強調する立場が有力になる（窪田 2011）。本改正の背景には、1989 年第 44 回国連総会で採択された子どもの権利条約があり、本条約では、親に関わる決定において、子どもの最善の利益が唯一の基準になると明記されている（第 3 条）<sup>1</sup>。戦後は旧民法の影響を受け離婚後に父親を親権者とする場合が多かったが、1965 年以降母親が親権者となる割合が父親を上回り、2019 年には離婚後に親権を行う者の 87% が母親である（「2020 年厚生労働省人口動態調査人口動態統計」<sup>2</sup>）。そして、平成 28 年度司法統計によれば、離婚の調停成立又は調停に代わる審判事件では、約 9 割の母親が親権者として判断されている<sup>3</sup>。

Fineman (1995=2003) は、親権の裁判では、父親に親権が自動的に付与されることに替わり、「子どもの最善の利益」という基準が実質的な原則として採用され、「子どもの最善の利益」基準に一貫性を持たせるために、子どもは母親によって養育される方が良いであろうとする母親優先の法理があったとする。高橋(2015)によると、我が国の裁判実務においては、「子の利益」とは父母のいずれを親権者とすれば子が健全に成長できるかという親権者の適格性から判断がなされ、親権者としての適格性を判断する基準の一つとして母親優先の原則が採られている。『現代家事調停マニュアル（一粒社：2000）』の記載を引用すると、「子が幼児の時に

は、母親の親権者指定が原則的に考えられます。幼児にとっての母親の存在は何ものにも替え難いもので、調停でも当然その面から通常は親権者指定が進められるでしょう。…（中略）。母の生活状態が子のためでない判断される時でない限り、原則として父親の親権者指定には賛成できません（傍点は筆者による）」と記載されており、離婚後の親権者または監護権者は「子のため」である限り、原則母親であることが伺えよう。

以下では、母親が親権者として不適格である（または父親が親権者として適格である）と判断され、母親に親権が決定されなかった裁判事例を紹介し、裁判所が付与する「母親」に対する規範について考察をする。本稿で取り上げる事例は、昭和 47 年 1 月 17 日大阪家裁（事例 1）、平成 26 年 11 月 7 日福岡家裁（事例 2）、平成 27 年 3 月 19 日大阪家裁（事例 3）、平成 11 年 8 月 20 日京都家裁（事例 4）、平成 10 年 9 月 30 日奈良地裁（事例 5）の 5 つである<sup>4</sup>。本稿の末尾に対象とした判例の表を記す。ただし、裁判を介する離婚は離婚形態の 12% であり、判決離婚にまで及ぶケースは 1% に過ぎず（平成 21 年度厚生労働省離婚に関する統計）<sup>5</sup>、本稿で取り上げる事例は離婚全体の割合からして特異な事例である。その中でも父親に親権が決定された非常に稀なケースを取り上げており、以下で検討するのは、その一部の特徴的な裁判事例に過ぎないという限界点について予め指摘しておく。

### 3. 母親が親権者として不適格とされた事例の検討

#### 3-1. 育児の意欲に欠けるとされた事例（昭和 47 年 1 月 17 日大阪家裁（事例 1）、平成 26 年 11 月 7 日福岡家裁（事例 2））

最初に紹介するのは、母親が親権者として不適当と判断された事例のうち、育児の意欲に欠けるとされた事例である。育児の意欲に欠けるとされた背景には、母親が子どもを連れずに夫婦関係を解消する経緯があり、理由は問わずし

て、子どもを父親に託した母親に対し、裁判所は非常に厳しい見解を示している。昭和47年1月17日大阪家裁（事例1）の事例は、婚姻関係外で未成年者を懐胎した母親から、その後未成年者を養育している父親とその内縁の妻に対して、子の監護者を母親と指定する旨の申立てがなされた事例である。この事例は、父親が正妻との婚姻関係継続中に、申立人と同棲関係を結び事件本人を懐胎し、出産後に父親により認知がなされた経緯がある。申立人と相手方の間では、相手方と正妻との間に婚姻関係を解消するという約束がなされていたが、相手方は約束を反故にして正妻との間に婚姻関係を続け、その間に子どもを儲けていたことが判明したことで申立人は自己の将来に不安を感じ、生後10ヶ月の事件本人を相手方に託すに至る。相手方は自らの親族により事件本人の養育がなされている旨を申立人に伝えていたが、実際には会社の同僚に事件本人を預け、それを知った申立人から本申立てがなされた次第である。裁判所は母親による監護者変更の申立てを却下したが、その理由として以下のように記述をしている。

「相手方の女性関係に将来の生活不安を感じ、感情に激したとはいえ、満10ヶ月の、しかも監護に母の手を要する未熟児を、押しつけるようにして相手方に託した行為は、やはり子の母として、申立人が述べるように6ヶ月後に引取る意思であったとしても、思慮に欠け軽率であったと言わなければならない。そして事件本人を託してからも、申立人は、幾度か事件本人の監護状況を確かめその引渡しを求めはしたが、相手方の親族に預けてある旨の言葉を漫然と信じ、…（中略）強く引渡しを求めなかった点は、相手方が事件本人の監護状況に関し真実を隠していたことを考慮しても、母子関係が形成される重要な時期にある子の母親の態度として、直接監護に当る意欲に欠け、消極的に過ぎるといわざるを得ない。」（昭和47年1月17日大阪家裁、事例1）（下線部は筆者による）

この事例の記述からは、「相手方に事件本人を託した行為」は「子の母」として「思慮に欠け軽率」であること、そしてその後母親は引渡しを求めはしたものの「強く」引渡しを求めなかった行為は「子の母の態度として、直接監護に当る意欲に欠け、消極的に過ぎるといわざるを得ない。」と母親として子を監護する意欲に欠ける事から母親を監護者とすることが不相当であると述べている。父親は親族により子どもを養育していると偽り、実際は子どもを会社の同僚に預けていても問われず、子どもを父親に託してしまうような母親、そしてその後及んで強く子どもを引き取るように求めなかった母親は「母親」として不適格なのである。

また、より近年の事例に着目してみると、平成26年11月7日福岡家裁（事例2）においても母親が育児の意欲に欠けると判断された事例が確認される。本事例は、母親が他の者との婚姻関係にある間に申立人との子どもを出生し、その後母親が婚姻関係にある者との離婚や申立人との同居、単独での別居、その後未成年者の連れ去りを行い、車上で生活をしていた際に警察に保護され、未成年者は児童相談所に措置された。その後申立人である父親は、かつて母親と婚姻関係にあった者と未成年者の間の親子関係不存在確認調停を申立て、親子関係につき戸籍修正を行った上で、未成年者の父親として認知をなした後に本事件の監護者指定事件を申し立てている。このように混沌とした経緯があるものの、裁判所は父親による申立てを認め、母親の監護者としての不適格性を以下のように記述している。

「相手方らの監護態勢等についてみると、相手方Y1（母親）は、申立人と同居中は未成年者の日常的な世話を担っていたものの、平成23年10月に未成年者を置いて家を出て以降、未成年者を養育せず、平成24年8月には申立人の下から未成年者を連れ去り、相手方Y2とともに車上生活をし…（中略）未成年者を不安定な環境に置いており、未成年者が施設に措置されて以

降も、未成年者の受入態勢等について児童相談所に説明することができていない。…（中略）これら相手方 Y1 による未成年者の養育の経緯や相手方 Y1 または相手方らの子の養育状況等に照らせば、相手方らに未成年者を安定的に養育監護することは困難であると評価せざるを得ない。」（平成 26 年 11 月 7 日福岡家裁，事例 2）（下線部は筆者による）

本事例の母親には、別居後の生計や別居先の目処、そして育児を支援してもらえる存在はなかった。この事例では、同居中は子どもの監護者であった母親が、子どもをおいて別居をし、未成年者を養育しなかったことを記述しているが、その後未成年者を連れ去り、行く当てもなく車上生活をしていた経緯に対しては相当の問題があり、母親による未成年者の監護養育は不適切であると評価している。同居中に子の監護をしていた母親が単独で別居をした事実を記述している点は事例 1 と同様であるが、その後に生計の目処がない状態で子どもを連れ戻した母親も著しく不適切なのである。

### 3-2. 母親としての道徳観に欠けると判断された事例（平成 27 年 3 月 19 日大阪家裁（事例 3））

次に検討するのは、母親としての道徳観に欠けると判断された平成 27 年 3 月 19 日大阪家裁（事例 3）による決定である。本事例は婚姻後居酒屋を経営している母親の実家で同居生活をしてきたが、父親が単身で別居を開始し、その後父親によって未成年者の引き渡しと監護者指定の申立てがなされた事例である。父親からの申立てが認められ、その後平成 27 年 7 月 17 日大阪高裁にて母親により抗告がなされたが棄却され、監護者を父親と定めて母親に未成年者の引き渡しを命じている。本事例では、監護者として母親の道徳性について以下のように記述がなされている。

「相手方の監護者としての適格性としては、…（中略）相手方（母親）は未成年者を抱

いた申立人に暴力を振るって未成年者に恐怖を与えたり、申立人に発覚してからも不貞相手との交際を続け、不貞相手に未成年者の送迎を委ねて、相手方宅を家族のように出入りさせたり、日常的に未成年者を夜間に酔客を相手にする居酒屋での接客の仕事に同伴するなどして、未成年者の安全、安心感等を害し、子の福祉に反する不道徳、不健康な監護環境にさらしてきた事実があるので、監護者としての適格性には大きな疑問がある。…（中略）上記のような子の福祉に反する行為を行なった事実によれば、相手方の道徳観には問題があり得ると考えられ、このことは監護補助者を含めて監護者適格性を考慮しても、…（中略）相手方と監護保護者はほぼ一緒に未成年者の監護に当たってきたのであるから、監護補助者にも相手方と同様の問題性が内在しているといわざるを得ない。…（中略）他方、申立人は未成年者の監護方針を主導してなかったが、未成年者に対する愛情や関心は十分認められ、未成年者も申立人をパパとして慕っていることも認められるので、監護者としての適格性として特段欠けるところはないというべきである。」（平成 27 年 3 月 19 日大阪家裁，事例 3）（下線部は筆者による）

本事例で上述されている不貞相手が自宅に入りするようになったのは、父親の単独別居後であり、上記の居酒屋とは同居している母親の実家で経営している居酒屋を指している。そして、別居前も父親の単独別居後も母親によって子どもの監護がなされているにも拘らず、その監護実績よりも、子どもを抱いた父親に暴力を振ったことや、別居後に不貞相手と交流があった、自宅で経営している居酒屋を手伝わせていたという母親としての道徳性に問題があると判断されることで、母親は監護者としては不適格であるとされた。

母親が単独で別居をすることで育児の意欲がないと判断された事例 1 及び事例 2 と比較して、

本事例ではいくら監護の意欲を持ち、監護者として出生後から別居後に至るまで監護養育してきたとしても、別居後の母親の道德観に問題があると判断されれば、それは不適格な母親とされている。そして、それまで監護を主導してはならず、単独で別居を開始したが未成年者に対する愛情だけは認められる父親の方がより監護者としての適格性を有していると判断がなされている。

### 3-3. 母親が育児家事能力に欠けるとされた事例 (平成 11 年 8 月 20 日京都家裁(事例 4))

平成 11 年 8 月 20 日京都家裁(事例 4)の事例は、性別分業規範がより顕著に判例に記述されている。この事例は夫婦関係が悪化した後に父親と母親が子どもの連れ去りや連れ戻しを繰り返した経緯があり、最終的には、判決離婚において、未成年者 A の親権者を父親、未成年者 B の親権者を母親と指定されたが、その決定の後に母親から未成年者 A の親権者を母親にするように、そして父親から未成年者 B の親権者を父親にするように親権者変更が申立てられた事例である。裁判所は父親の申立てを容認し、母親の申立ては却下した。本事例は、婚姻関係中に性別分業がなされておらず、最初はその点をどのように裁判所が記述しているのかについて紹介をしていく。まず、夫婦関係が悪化する経緯について引用すると、

「申立人は、婚姻後、さらに大学院に進学して勉学と育児に追われ、家事の相当部分を相手方にさせるようになり、相手方は、トラック運転手、埋蔵文化財発掘のアルバイトと職を転じて収入が減少し、また、大学夜間部の入試も何度か受けたが、合格しないまま断念するに至るなどの諸事情から、当事者間には婚姻後日を経ずして口論、喧嘩が絶えなくなり…(以下略)」(平成 11 年 8 月 20 日京都家裁, 事例 4) (下線部は筆者による)

このように夫婦関係の悪化を辿る際に、母親に関しては家事役割を果たしていたか、そして

父親に関しては稼働役割を果たしていたかという点が記述され、特に母親に関しては家事の大部分を「相手方にさせるようになり」と記述していることから、その背景には母親が家事と育児をするべきという規範があることがわかる。そして、父親親権の判断理由となった要因は、母親の母子関係を始めとした育児家事能力に欠けるという点であったが、その点については以下のように記述している。

「申立人は、上記のように大学院進学などの事情もあって家事や育児に専念したことがなかったことやその性格上、人格上の何らかの問題から、これまでに長男 C 及び未成年者兩名の誰とも良好な母子関係を築くことができず、特に未成年者兩名との母子関係は、上記認定した経緯からも明らかなように、…(中略)緊張感を伴うものとなっている。(上記の家庭内紛争の継続に起因するものとしても、申立人がアルコール依存的傾向にあって、家事、特に料理が不得手であることも、未成年者兩名との良好な母子関係の形成の妨げになっていることが窺える)」(平成 11 年 8 月 20 日京都家裁, 事例 4) (下線部は筆者による)

母親に対して「家事や育児に専念したことがなかったことやその性格上、人格上の何らかの問題」があることによって、「良好な母子関係を築くことができず」と母親役割に則さない母親の実践を記述した上で、「家事、特に料理が不得手であることも、未成年者との良好な母子関係の形成の妨げになっている」と記述することで、家事が不得手であることが良好な母子関係を築けなかった原因であると読み取ることができる。そして最終的には、父親は稼働能力も低いものの、父子関係は良好であり、未成年者も父親と共に同居することを望んでいること、一方母子関係は良好ではなく、また母親の家事能力や稼働能力も相手方に比してさほど高いわけではないとすることによって、母親の申立てを却下した。

### 3-4. 父親の監護を評価する事例（平成 10 年 9 月 30 日奈良地裁（事例 5））

最後に、母親を不適格と判断する基準の背後に性別分業の規範が存在することを、父親による単独監護は、母親による単独監護に比べてより肯定的な評価がなされる傾向があることから明らかにする。平成 10 年 9 月 30 日奈良地裁（事例 5）による事例では、母親が子連れ別居後に父親と面会交流をし、それ以降父親により未成年者が監護されている事例である。父親による監護は約半年間単独でなされ、その後（平成 7 年以降）は交際相手によって監護がなされていた。その点について裁判所は以下のような判断をしている。

「拘束者が平成 6 年 7 月 13 日に被拘束者との交流を求めて面接交渉をし、その後、しばらくの間単身で被拘束者を監護養育したことからすると、拘束者の被拘束者に対する愛情及びその養育に関する負担については相応の評価がなされて然るべきである」（平成 10 年 9 月 30 日奈良地裁、事例 5）（下線部は筆者による）

事例 3 では、別居後の母親による監護実績は特段評価されるべき対象ではなかった。それは性別分業規範により母親が監護養育を行うことは当然であり、監護養育を行っていない母親こそが不適格である（事例 4）とみなされるであろう。しかし、父親にとっての監護実績は、それ自体が愛情であり、それ相応の評価がなされるべき対象なのである。母親にとっての監護実績は不適格な存在と評価される際に考慮の対象となり、父親にとっての監護実績は愛情という付加価値が付けられ、適格な存在として評価がされる対象といえる。

## 4. 考察

以上では、親権者指定等事件において親権者として不適格と判断された母親（または親権者として適格な父親）に関する 5 つの事例を検討した。いずれの事例にも根底には性別分業規範

があり、「子の利益」の下では、母親は子の利益を実現するための存在として価値付けがなされる。その価値付けに適格な母親とは、自己を犠牲にしてでも子どもを置いて別居しないような子の養育に対する意欲に満ちている母親（事例 1、事例 2）であり、婚姻関係解消後に不貞相手に対して育児の支援を求めようとしない道徳心を備えた母親（事例 3）であり、家事や育児に専念でき、料理が上手で良好な母子関係を築くことができる母親（事例 4）である。翻ると、婚姻関係継続中に性別分業を行なっても、「子の利益の為の母親としての適格性」という二重の規範を満たさなかった女性は母親優先の原則の「母親」には相当せず、あたかも母親であることを剥奪されたかのように離婚後の子どもの養育者としては認められない。母親の監護養育と父親の愛情が対置され、「従来監護してきた不適格な母親」を親権者とするのではなく、「従来監護をしてこなかった父親」の方が適格な親権者（事例 3）とさえ判断される。母親を実践することで「母親」になれたとしても、または母親を実践していたのに「母親」にはなれなかったにしても、そこに存在するのは「子のため」にのみ価値を見出された女性の姿なのである。

## 5. インプリケーション

令和元年独立行政法人労働政策研究・研修機構「第 5 回（2018）子育て世帯全国調査」<sup>6</sup>によると、母子世帯の可処分所得が厚生労働省公表の貧困線を下回っている割合は、2018 年において 51.4% である。しかしながら母子世帯の就労率は 83.6%（2005）で、OECD 各国と比べても、働いているのに貧困（ワーキングプア）な状態に陥っている<sup>7</sup>。性別分業が前提とされた社会制度が維持されている我が国において、母親の多くが婚姻後は子のために家庭に入る為、その社会的脆弱性は婚姻関係解消後に初めて明るみになされる。しかし、その脆弱性も「子の利益」のもとに覆い隠され、生まれながらに

自然な子どもの脆弱性を守るために、社会的に作られた母親の脆弱性は見失われてしまう (Okin 1989=2013)。子の利益 (民法 820 条) 規範のみを最大限に考慮することで、子の利益を実現する者が対等な父親と母親であると想定される限り、ケアをする者の存在が忘れ去られているのではないだろうか。

## 謝辞

本稿は、お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科ジェンダー社会科学専攻に提出した修士論文をもとに、審査会でのご指摘を踏まえ、改編したものです。本稿の執筆にお力添えをいただきました皆さまに深く御礼申し上げます。

## 注

<sup>1</sup> 日本弁護士連合会 HP, 子どもの権利条約 条約機関の一般的意見, 一般的意見 14 「自己の最善の利益を第一義的に考慮される子どもの権利 (第 3 条第 1 項)」 [https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human\\_rights/child\\_general-comment.html](https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human_rights/child_general-comment.html) (2022.6.19 取得)

<sup>2</sup> 厚生労働省, 令和 2 年度人口動態調査人口動態統計, 離婚「親権を行う子をもつ夫婦の親権を行う子の数・親権者 (夫一妻) 別にみた年次別離婚件数及び百分率 (子ども一人の場合)」 <https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003411869> (2022.6.19 取得).

<sup>3</sup> 最高裁判所, 平成 28 年度司法統計, 「23「離婚」の調停成立又は調停に代わる審判事件のうち未成年の子を処置すべき件数 親権者別 全家庭裁判所」 [https://www.courts.go.jp/app/sihotokei\\_jp/list?page=2&filter%5Btype%5D=1&filter%5ByYear%5D=2016&filter%5ByCategory%5D=3](https://www.courts.go.jp/app/sihotokei_jp/list?page=2&filter%5Btype%5D=1&filter%5ByYear%5D=2016&filter%5ByCategory%5D=3) (2022.6.17 取得).

<sup>4</sup> 本稿で取り上げた事例は、判例 web サイトの一つである "Westlaw Japan" のフリーワード検索を用いて「子の監護」「親権」「父」「母」で検索をかけ、現行民法下で日本国籍の父親と母親が婚姻関係解消後に実子の親権または監護権を望んでおり、母親に親権または監護権が決定されなかった事例のうち、親権者としての不適格性に関してより特徴的な記述がなされていた事例を紹介している。

<https://go.westlawjapan.com/wljp/app/signon/display> (2022.6.19 取得).

<sup>5</sup> 厚生労働省, 平成 21 年度離婚に関する統計, 第 6 表 離婚の種類別離婚件数の年次推移 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyu/rikon10/03.html> (2022.6.19 取得).

<sup>6</sup> 独立行政法人労働政策研究・研修機構, 令和元年第 5 回子育て世帯全数調査 <https://www.jil.go.jp/press/documents/20191017.pdf> (2022.6.19 取得).

<sup>7</sup> OECD, 2007, "Babies and Bosses: Reconciling Work and Family Life -A Synthesis of Findings for OECD Countries", Table1.1 Key indicators on birth rates, female employment and child poverty (p16) [https://read.oecd-ilibrary.org/social-issues-migration-health/babies-and-bosses-reconciling-work-and-family-life\\_9789264032477-en#page17](https://read.oecd-ilibrary.org/social-issues-migration-health/babies-and-bosses-reconciling-work-and-family-life_9789264032477-en#page17) (2022.6.19 取得).

## 参考文献

窪田充見, 2011, 『家族法』有斐閣.

Martha Alberson Fineman, 1995, "The neutered mother, the sexual family and other twentieth century tragedies, Routledge. (上野千鶴子監訳・解説, 速水葉子・穂田信子訳, 2003, 『家族, 積みすぎた方舟 ポスト平等主義のフェミニズム法理論』学陽書房).

二宮周平, 2020, 『家族法 第 5 版』新世社.

沼邊愛一・野田愛子・佐藤隆夫・若林昌子・棚村正行編, 2000, 『現代家事調停マニュアル』一粒社.

Susan Moller Okin, 1989, JUSTICE, GENDER, AND THE FAMILY, Basic Books. (山根純佳, 内藤準, 久保田裕之訳, 2013, 『正義・ジェンダー・家族』岩波書店).

高橋信幸・藤川朋子, 2015, 『子の親権・監護の実務』青林書院.

## 対象とした判例

事例	裁判年月日	裁判所名	事件名
1	昭 47 年 1 月 17 日	大阪家裁	子の監護処分 (幼児引取) 事件
2	平 26 年 11 月 7 日	福岡家裁	子の監護者指定申立事件
3	平 27 年 3 月 19 日	大阪家裁	子の監護に関する処分 (監護者指定、子の引渡し) 申立事件
4	平 11 年 8 月 20 日	京都家裁	親権者変更申立事件、親権喪失宣言申立事件、子の引渡し申立事件
5	平 10 年 9 月 30 日	奈良地裁	人身保護請求事件

Norms for Mothers in Custody or Parental Authority Dispute: Trials Where Custody or Parental Authority Did Not Favor the Mother

Anzu Shiraishi

Summary

The court shall determine which parent shall have custody or parental authority based on the interests of the child after separation. The “tender-years doctrine,” which means in principle that priority is given to the mother, is one of the important decision criteria. By analyzing five court cases in which mothers did not obtain custody or parental authority because they were considered unsuitable as parents, I considered what norms are given for mothers in the name of the child’s right. It was revealed that custodial performance by the mother is considered when the mother is not suitable as the custodial parent, whereas custodial performance by the father is considered when the father is suitable as the custodial parent. Furthermore, by contrasting the custodial performance of the mother against affection of the father, the court favored fathers who did not fulfill the caregiving duty rather than mothers who fulfilled the caregiving duty but are not qualified as the normative mother. Any cases were based on the norm of division of labor by gender role, and there are double norms for mothers which are the best interests of the child standard and the expectation of mother-caregivers.